

令和4年3月10日

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

03-108 令和4年度自家用電気工作物保安管理業務（近畿能開大）

2 仕様書の設置場所・交付方法

仕様書等は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部総務課内及び近畿職業能力開発大学校総務課内に設置することとし、閲覧を行う。

なお、仕様書は持出可とするが、見本原本の持出は厳禁とする。

また、電子メールにて仕様書の送付を希望する場合は、**会社名、担当者名及び電話番号**を記入の上、osaka-keiri@jeed.go.jp あて送信すること。

※ 電子メールの件名は『オープンカウンタ番号03-108の仕様書送付依頼』とすること。

3 オープンカウンタ方式の競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

イ 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）において次のいずれかの資格の認定を受けていること。

①「役務の提供等」営業品目「建物管理等各種保守管理」

ロ オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

ハ 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

ニ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

ホ 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

4 仕様説明会の有無 無

5 見積書提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限 令和4年3月25日 16時まで

(2) 提出場所等 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部総務課に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

なお、見積書の郵送による提出を認めるが、郵送する場合は、下記11あてに書留郵便等で送付するものとする。また、封筒の表面に「令和4年3月10日付オープンカウンタ公告 件名：令和4年度自家用電気工作物保安管理業務（近畿能開大）」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その受領期限は以下の日時までとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

令和4年3月25日 16時まで

(3) 提出書類

- ①見積書（下記参照）
- ②全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ③誓約書（別添様式）

(4) 見積書の様式 見積書は、自社の見積書（任意様式）によることとする。なお、見積書には以下の事項を必ず記載すること。

- ①調達件名
- ②日付
- ③金額（税抜金額）
- ④金額の内訳（項目が多く見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

※見積書の日付は、提出日（公告期間中であること）とすること。

6 見積書の開披日時及び場所

日時 令和4年3月28日 13時以降

場所 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部総務課

7 契約書等の提出の有無

有

8 見積結果の公表場所

見積結果は、契約締結後、次の場所において閲覧に供する。

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部総務課

9 契約予定者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者として決定する。

10 仕様書等に係る質問

仕様書等に係る質問は、次のとおり受付・回答する。

(1) 受付先

下記 1.1 に同じ

(2) 受付方法

原則として、電子メールにて質問すること。

※ 質問者は調達件名、会社名、担当者名及び電話番号を記入のうえ、送信すること。

※ 件名は『03-108に係る質問事項』とすること。

(3) 受付期限

令和4年3月17日 16時まで

上記期限を過ぎてからの質問は受け付けないこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答書は、担当から電子メールにより仕様書受領者全員に対して送付すること。(回答予定日：令和4年3月18日)

なお、当該回答にて仕様の訂正・変更となる場合もあること。

1.1 問い合わせ先

〒566-0022 大阪府摂津市三島1丁目2番1号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部総務課経理係

T E L 06-6383-0971

F A X 06-6383-0037

E-Mail osaka-keiri@jeed.go.jp

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部契約担当役支部長 原 裕之 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

令和4年度自家用電気工作物保安管理業務（近畿能開大）に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと